

## 令和元年度 第8回 吹田市政策会議概要

日 時：令和2年2月3日（月）午後5時～午後5時30分

場 所：吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

出席者：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、稲田行政経営部長、小林税務部長、  
岩田会計管理者、村上消防長

所 管：【総務部（法制室）】小西部長、吉井次長（総務室長兼務）、藤田室長、  
由利参事、萬谷主幹

案 件	吹田市長等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の制定について
担当及び関連部局	総務部（法制室）
<b>【案件概要】</b> 地方自治法の一部改正に伴い、市長等の本市に対する損害賠償責任の一部を免除するため、本条例を制定しようとするもの。	
<b>【所管部の考え方】</b> 地方自治法が改正され、これまで上限のなかった職員の損害賠償責任額について、軽過失の場合には、条例で定める額を超える額については免除することができることとなったことから、職務執行に係る萎縮効果の軽減を図り、本市職員が必要以上の心理的負担を受けずに公正に職務を執行することが可能となるよう本条例を制定しようとするもの。 軽過失の場合に職員が負担すべき賠償責任負担額については、職員が現実的に負担し得る額とすべきであり、職員の1年分の年収に相当する基準給与年額とするもの。ただし、市長については、本市の統括代表者であり、財政の責任者としての重要な権限を有することから、基準給与年額の2年分とする。	
<b>【質疑概要】</b> 質問： 本条例は、損害賠償責任額の上限を定めるものか。 回答： 損害賠償責任額に対して免除する金額の範囲を定めるものであり、上限額を定めるものではない。  質問： 近隣市はどのような状況なのか。 回答： 本市同様に、次期定例会において、提案を予定している市もあれば、将来的に制定を検討している市もある。  質問： 本条例は、国家賠償法と関連性はあるのか。 回答： 本条例は、住民訴訟における損害賠償責任を対象としており、個人が損害を被った場合に適用される国家賠償法とは直接関係がない。	

質問： 条例制定後、要件を満たせば、議会の議決を経ずに内部手続で損害賠償責任を免除できるのか。

回答： そのとおりである。なお、本条例に基づく免除をした場合には、その理由などについて議会へ報告するとともに、住民に対して公表する必要がある。

意見： 本条例の必要性や制定時期については、自治体の置かれている状況によって異なるが、本市においては、多数の開発案件があることなどから訴訟リスクを抱えており、仮に訴訟となれば、地価が高く、高額な賠償額となることも考えられるので、立法事実があり、差し迫った問題と捉えている。

また、参酌基準による賠償額は、個人が負うべき責任としては重過ぎる額であり、現実的には賠償が困難であるので、提案内容については妥当であると考えている。

**【結果】**

本案件は承認された。会議で出た意見を踏まえ、手続を進めること。